

第9章 条例・その他規則

苫小牧市環境基本条例

平成11年7月28日 条例第16号

目次

前文

第1章 総則(第1条－第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画(第8条・第9条)

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等(第10条－第23条)

第3節 地球環境保全の推進(第24条)

第3章 苫小牧市環境審議会(第25条)

附則

苫小牧市は、道央南部に位置し、四季を通じて比較的温暖で過ごしやすい地域であり、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山とその山麓に広がる緑と清流や、渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖を有する勇払原野等の自然に恵まれている。

また、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩み始め、日本で初めての内陸掘込港と空港に近い利点を活かし、産業における拠点都市として北海道発展の一翼を担ってきた。

苫小牧市は、恵み豊かな自然を守り、育み、環境の保全と産業を両立させてきたまちとしての礎を次代に引き継ぐべく、「人間環境都市」を宣言し、今日まで市民と郷土を大切にしまちづくりを進めてきた。

しかしながら、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴う環境への負荷が、身近な環境に様々な影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球全体の環境をも脅かしつつある。

私たちは、今日、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

このため、すべての者が地球環境の中で生きるものの一員であるとの自覚を持ち、先人の知恵と歴史に学びながら、創意と工夫をこらし、相互の協調と環境の保全に関する活動への参加により、環境への負荷の少ないまちづくりを推進することが、私たちの使命である。

このような認識の下に、市民の総意として、人と自然が共生できる美しく住みよい苫小牧市の実現のため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全(快適な環境の維持及び創造を含む。以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを享受できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が、それぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に、相互に協力し、及び連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民の課題であり、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害の防止又は自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにした苫小牧市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(1) 市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全がなされるように大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然が共生する環境の保全及び創造のため、希少な野生動植物の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な都市の形成を図るため、身近な自然との豊かな触れ合い等を推進すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3) 前各号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、苫小牧市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに環境基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自らあらかじめ、その事業の実施に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるように必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為等に関し必要な規制の措置を講じるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)による環境への負荷の低減のための施設の

整備その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、助成その他の必要な措置を講じるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講じるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設等の公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減に関する協定の締結等)

第16条 市は、事業の実施に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、環境への負荷の低減に関する協定の締結等必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習を推進するため必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、国及び北海道その他の地方公共団体並びに市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 苫小牧市環境審議会

(環境審議会)

第25条 市長の附属機関として、苫小牧市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するほか、環境の保全及び創造に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(苫小牧市公害対策審議会条例の廃止)
 - 2 苫小牧市公害対策審議会条例(昭和44年条例第6号)は、廃止する。
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
 - 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(苫小牧市公害防止条例の一部改正)
 - 4 苫小牧市公害防止条例(昭和47年条例第1号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月9日 条例第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用の可能な物の分別、不用品の活用、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第2章 廃棄物の減量

(市民による廃棄物の減量)

第6条 市民は、使い捨て容器の使用等を自粛し、及び集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量)

第7条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じること等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めるとともに、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、その包装、容器等については、再利用の可能なものを使用し、及び過大又は過剰なものになることを抑制するよう努めるとともに、市民がその購入する商品の包装、容器等を不要とするときは、その回収等に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量)

第8条 市長は、廃棄物の処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては再生品を使用すること等により自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量計画作成の指示)

第9条 市長は、必要と認めるときは、多量の事業系一般廃棄物(事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。)を生じる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる。

2 前項の規定により指示を受けた事業者は、速やかに当該指示に係る計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(指導又は助言)

第 10 条 市長は、廃棄物の減量を促進するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第 3 章 廃棄物の適正処理

第 1 節 適正処理困難物の抑制

(製品、容器等の開発等)

第 11 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供するようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第 12 条 市長は、製品、容器等のうち、市の廃棄物の処理施設及び処理技術に照らし廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

(適正処理困難物の回収等)

第 13 条 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の回収等に関し必要な協力を求めることができる。

2 市民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第 2 節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第 14 条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、その基本的事項を告示しなければならない。

2 前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示しなければならない。

(市長が処理する一般廃棄物)

第 15 条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分することができる。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる一般廃棄物(し尿を除く。)については、特別な理由があると認める場合を除き、収集及び運搬を行わないものとする。

(1) 事業系一般廃棄物(次号及び第 3 号に掲げる一般廃棄物を除く。)

(2) 浄化槽(浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)に係る汚泥

(3) 汚水

4 前項第 1 号に掲げる事業系一般廃棄物については、市の設置する廃棄物の処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、廃棄物の適正な処理を確保するため必要があるときは、条件を付することができる。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないことができる。

(1) 第 20 条第 1 項の受入基準に適合しないと認めるとき。

(2) 事業者自ら処分することが適当であると認めるとき。

(3) その他廃棄物の適正な処理を確保するため適当でないと認めるとき。

(一般廃棄物の処理に関する協力義務)

第 16 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、その一般廃棄物を分別し、各別の容器等に収納して所定の収集場所に持ち出す等市長が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

2 占有者等は、前項の一般廃棄物の排出に当たっては、一般廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しない方法により行い、収集場所の清潔の保持に努めなければならない。

3 占有者等は、一般廃棄物の収集場所の設置等に関し、市長に協力するよう努めなければならない。

(排出禁止)

第 17 条 占有者等は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、第 15 条第 3 項の規定により市長が収集及び運搬を行わない一般廃棄物のほか、次の各号に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

- (2) 毒性、感染性、爆発性、引火性のある物等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物
- (3) 適正処理困難物
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理の基準等)

第 18 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。)第 3 条又は第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(事業系一般廃棄物の運搬場所等の指示)

第 19 条 市長は、必要と認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法等を指示することができる。

(一般廃棄物の受入基準)

第 20 条 一般廃棄物を市が設置する廃棄物の処理施設に運搬する者は、規則で定める一般廃棄物の受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の者が同項の受入基準に従わないときは、その一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第 3 節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理)

第 21 条 市長は、一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物等で規則で定めるものの処分を行うことができる。

(準用)

第 22 条 第 15 条 4 項及び第 5 項、第 19 条並びに第 20 条の規定は、産業廃棄物の処理、受入等について準用する。

第 4 節 手数料等

(廃棄物の処理に関する手数料等)

第 23 条 市長は、別表 1 左欄に掲げる廃棄物の処理をするときは、廃棄物の処理の区分に応じそれぞれ同表右欄に定める手数料又は費用を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前項の手数料又は費用の全部又は一部を免除することができる。

3 第 1 項の手数料及び費用の徴収方法は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業許可申請等手数料)

第 24 条 別表 2 左欄に掲げる許可等の申請をする者は、当該申請の際に、許可等の区分に応じそれぞれに同表右欄に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は還付しない。

第 4 章 生活環境影響調査書の縦覧等

(縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第 24 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による生活環境影響調査書(同条第 1 項に規定する調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。)の公衆への縦覧及び意見書(同条第 2 項に規定する意見書をいう。以下同じ。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧の告示)

第 24 条の 3 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 縦覧の場所及び期間
- (2) 法第 8 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項
- (3) 意見書を提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第 24 条の 4 前条第 1 号の縦覧の場所は、一般廃棄物処理施設の設置に関する事務を主管する組織のある事務所その他市長が必要と認める場所とする。

2 前条第 1 号の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から 1 月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第 24 条の 5 第 24 条の 3 第 3 号の意見書の提出先は、前条第 1 項に規定する事務所とする。

2 第 24 条の 3 第 3 号の意見書の提出期限は、前条第 2 項の規定による縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までとする。

第 5 章 清潔の保持等

(土地及び建物の清潔の保持)

第 25 条 占有者等は、その土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 占有者等は、市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第 26 条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、キャンプ場その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨て、又はその飼育する動物のふんを放置すること等により当該公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つよう努めるとともに、生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、廃材等を生じさせる者は、土砂、廃材等を適正に管理して、第 1 項に規定する公共の場所に土砂、廃材等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

第 6 章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第 27 条 法第 5 条の 7 の規定に基づき苫小牧市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 前 2 項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 雑則

(報告)

第 28 条 市長は、法第 18 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第 29 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理に関して帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(清掃指導員)

第 30 条 市長は、法第 19 条第 1 項及び前条の規定による立入検査並びにこの条例に定める事項の指導を行わせるため、市職員のうちから清掃指導員を任命する。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(委託)

第 31 条 市長は、この条例に規定する廃棄物の処理に関する業務の一部を委託することができる。

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日(平成 5 年 6 月 1 日)から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 23 条及び別表 1 の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入(市長が収集し、及び運搬する事業系一般廃棄物については、当該収集及び運搬に係る申込み。以下同じ。)に係る事業系一般廃棄物又は産業廃棄物の処分について適用し、同日前の搬

入に係る事業系一般廃棄物又は産業廃棄物の処分については、なお、従前の例による。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のよう改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成5年12月17日条例第27号改正)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の申込みに係るし尿処理手数料及び同日以後の搬入に係る汚泥等処分手数料について適用し、同日前の申込みに係るし尿処理手数料及び同日前の搬入に係る汚泥等処分手数料については、なお、従前の例による。

附 則 (平成7年12月27日条例第32号改正)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の処理(収集及び運搬の場合は、収集の申込み。以下同じ。)に係る手数料及び費用について適用し、施行日前の廃棄物の処理に係る手数料及び費用については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の条例別表2の規定は、施行日以後の一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可及びその更新並びにこれらに係る許可証の再交付の申請(以下「一般廃棄物処理業の許可等の申請」という。)に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物処理業の許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日条例第6号改正)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の申込みに係るし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに同日以後の搬入に係る汚泥又は汚水の処分に係る手数料について適用し、同日前の申込みに係るし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに同日前の搬入に係る汚泥又は汚水の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月21日条例第25号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月28日条例改正第21号改正抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第12号改正)

この条例は、規則で定める日(平成12年7月1日)から施行する。

附 則 (平成12年12月28日条例第38号改正)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年9月28日条例第17号改正)

- 1 この条例は、規則で定める日(平成14年1月1日)から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1(大型ごみの処理手数料に関する部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の収集の申込みに係る手数料について適用する。
- 3 施行日前の申込みに係る廃棄物の収集及び運搬については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年9月30日条例第24号改正)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月29日条例第37号改正)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表2の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可及びその更新並びにこれらに係る許可証の再交付の申請(以下「一般廃棄物処理業の許可等の申請」という。)に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物処理業の許可等の申請に係る手数料

については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日条例第 31 号改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表 1 の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の搬入に係る第 15 条第 3 項第 2 号に掲げる事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又

は大型ごみ(以下「事業系一般廃棄物等」という。)若しくは産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用について適用し、施行日前の搬入に係る事業系一般廃棄物等又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

（平成 21 年度における埋立焼却処分手数料の特例）

3 施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に搬入した事業系一般廃棄物等に係る改正後の条例別表 1 の規定の適用については、同表中「220 円」とあるのは、「160 円」とする。

附 則（平成 24 年 3 月 4 日条例第 1 号改正）

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 の規定中大型ごみ処理手数料に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の大型ごみの収集の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の大型ごみ収集の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 36 号改正）

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 の規定中埋立焼却処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入に係る第 15 条第 3 項第 1 号に掲げる事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又は大型ごみ(以下「事業系一般廃棄物等」という。)の処分に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る事業系一般廃棄物等の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 1 (第 23 条関係)

廃棄物の処理の区分	手 数 料 等	
	種 別	金 額
燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集、運搬及び処分	ごみ処理手数料	1 リットルにつき 2 円
大型ごみの収集、運搬及び処分	大型ごみ処理手数料	次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 最大の辺又は径が 100 センチメートル以下のもの 1 単位につき 300 円 (2) 前号のもの以外のもの 1 単位につき 600 円

し尿の収集、運搬及び処分	し尿処理手数料	次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 第 2 条第 8 号に規定する処理区域 50 リットルにつき 322 円 (2) 前号の区域以外の区域 50 リットルにつき 244 円
燃やせるごみ及び燃やせないごみ、第 15 条第 3 項第 1 号に掲げる事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又は大型ごみの処分	埋立焼却処分手数料	10 キログラムにつき 140 円
浄化槽に係る汚泥又は汚水の処分	汚泥等処分手数料	50 リットルにつき 170 円
産業廃棄物の処分	産業廃棄物処分費用	市長が別に定める額

備考

- この表において、「燃やせるごみ及び燃やせないごみ」とは、家庭廃棄物のうち、し尿、大型ごみ、浄化槽に係る汚泥又は汚水及び資源物(アルミ缶、スチール缶、ペットボトルその他規則で定めるものをいう。)を除いたものをいう。
- この表において、「大型ごみ」とは、電気器具、家具等の家庭廃棄物で第 17 条第 1 項の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固形廃棄物(最大の辺又は径が規則で定める指定ごみ袋に収納することができない 200 センチメートル以下の固形廃棄物で重量が 100 キログラム未満のものに限る。)をいう。
- し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物が 50 リットル未満であるときは 50 リットルとし、50 リットルを超える場合で 50 リットル未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 埋立焼却処分手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物が 10 キログラム未満であるときは 10 キログラムとし、10 キログラムを超える場合で 10 キログラム未満の端数があるときはこれを 10 キログラムとする。
- この表において、「1 単位」とは、形状、排出の常態等を考慮して規則で定める単位をいう。

別表 2 (第 24 条関係)

許可等の区分	手数料	
	種別	金額
法第 7 条の第 1 項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第 2 項の当該許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料	1 件につき 10,000 円
法第 7 条第 6 項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第 7 項の当該許可の更新	一般廃棄物処分業許可等申請手数料	1 件につき 10,000 円
浄化槽法第 35 条第 1 項の浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき 10,000 円
一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料	1 件につき 5,000 円

苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年5月10日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(適正処理困難物の指定等の告示)

第3条 条例第12条の適正処理困難物を指定し、又はこれを解除したときは、その旨を告示するものとする。

第3条の2 削除

(廃棄物の搬入の承認)

第4条 条例第15条第4項の承認を受けようとする者は、あらかじめ廃棄物搬入承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第21条の規定により処理することができる産業廃棄物等について準用する。

第5条 削除

(廃棄物の処理施設及び受入基準)

第6条 市が設置する廃棄物の処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター 苫小牧市字沼ノ端2番地の25
- (2) 苫小牧市廃棄物埋立処分場 苫小牧市字柏原13番地
- (3) 苫小牧市西町下水道処理センター 苫小牧市元町3丁目5番3号

2 条例第20条の規則で定める廃棄物の受入基準は、別表のとおりとする。

(規則で定める産業廃棄物等)

第7条 条例第21条の規則で定める産業廃棄物等は、災害により発生した産業廃棄物等のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙くず、木くず及び食品製造業において使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
- (2) 金属くず
- (3) ガラスくず及び陶磁器くず
- (4) ゴムくず及び廃プラスチック類
- (5) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(建築廃材を含む。)

(ごみ処理手数料の徴収)

第7条の2 ごみ処理手数料は、燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、ごみ処理手数料を納付した者に指定ごみ袋(様式第1号の2)を交付する。

(大型ごみ処理手数料の徴収)

第7条の3 大型ごみ処理手数料は、大型ごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、大型ごみ処理手数料を納付した者に大型ごみ処理手数料シール(様式第1号の3)を交付する。

(廃棄物処分手数料等の徴収)

第8条 埋立焼却処分手数料及び汚泥等処分手数料並びに産業廃棄物処分費用(以下「廃棄物処分手数料等」という。)は、搬入の際に徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、廃棄物処分手数料等後納承認申請書(様式第2号)により市長の承認を受けて、各月分の廃棄物処分手数料等をその翌月の20日までに納入することができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けた者
- (2) 国又は他の地方公共団体
- (3) その他市長が特に認める者

(条例別表1備考第1項の規則で定めるもの等)

第8条の2 条例別表1備考第1項の規則で定めるものは、プラスチック、紙類、びんその他市長が定めるものとする。

2 条例別表1備考第2項の規則で定める指定ごみ袋は、第7条の2第2項の指定ごみ袋とする。

3 条例別表1備考第5項の規則で定める1単位は、電気こたつ、布団、ゴルフ用具セット、スキー用具、テント、物干し台、物干しざ

おその他の形状、排出の常態等により 1 式、1 組等として取り扱うことが適当であると市長が認める物について、その形状、排出の常態等を考慮して市長が別に定めるところによるものとする。この場合において、収集、運搬及び処分に係る大型ごみが、1 単位とされた物の一部を構成する物であるとき、又は 1 単位とされた数量に満たないときであっても、これを 1 単位とみなす。

(手数料の免除)

第 9 条 条例第 23 条第 2 項の規定によるごみ処理手数料、大型ごみ処理手数料及び廃棄物処分手数料等の免除は、別に定める基準に該当する場合に行うものとする。

(生活環境影響調査書の縦覧に係る遵守事項)

第 9 条の 2 条例第 24 条の 2 の生活環境影響調査書(以下「調査書」という。)を縦覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 調査書を縦覧場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、若しくは損傷し、又は調査書に文字等を記載する等の行為をしないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 前項の規定に違反した者に対しては、その縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 9 条の 3 条例第 24 条の 2 の意見書には、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所及び生活環境の保全上の見地からの意見を記載しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可等の申請)

第 10 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の許可又は同条第 2 項若しくは第 7 項の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

2 前項に規定する許可又は許可の更新をしたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証(様式第 4 号)を交付するものとする。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第 11 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可の有効期間は、2 年間とする。

3 第 1 項に規定する許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第 6 号)を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第 12 条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者は、第 10 条第 2 項又は前条第 3 項の規定により交付を受けた許可証を紛失し、又はき損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 13 条 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 14 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 15 条 前 2 条に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

(苫小牧市分課規則の一部改正)

2 苫小牧市分課規則(昭和 38 年規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市会計規則の一部改正)

- 3 苫小牧市会計規則(昭和39年規則第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市し尿処理券規則の一部改正)

- 4 苫小牧市し尿処理券規則(昭和39年規則第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成6年3月10日規則第3号改正)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第13号改正)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月21日規則第54号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第14号改正)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 苫小牧市清掃センター規則(昭和48年規則第24号)は廃止する。

附 則(平成12年1月19日規則第1号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日規則第33号改正)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第45号改正)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月28日規則第48号改正)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成15年11月14日規則第41号改正)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第17号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第12号改正)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月31日規則第15号改正)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき交付されている大型ごみ処理手数料シールは、当分の間、使用することができる。

附 則(平成31年3月29日規則第9号改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

廃棄物の処理施設	受入基準
苫小牧市沼ノ端クリーンセンター	(1) 可燃性又は不燃性の一般廃棄物であること。 (2) 可燃性の一般廃棄物については、次の基準に適合すること。 ア 最長の辺又は径が50センチメートル以下であること。ただし、樹木の幹及び枝については、径が12センチメートル以下で長さが50センチメートル以下のものであること。 イ 条例第17条第1項各号に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。 (3) 不燃性の一般廃棄物については、次の基準に適合すること。 ア おおむね縦2メートル、横1メートル及び高さ60センチメートルの容器に収納できる形状であること。ただし、金属くずのうち次に掲げる形状のものについては、それぞれに掲げるものであること。 (ア) 管状のもの 径が5センチメートル以下で長さが2メートル以下のもの (イ) 棒状のもの 径が1センチメートル以下で長さが40センチメートル以下のもの (ウ) 板状のもの 厚さが16ミリメートル以下で各辺の長さが40センチメートル以下のもの イ 条例第17条第1項各号に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。 ウ モーター又はコンプレッサーが除去されていない冷蔵庫又は洗濯機が含まれていないこと。 エ スプリングが除去されていないマットレス、ソファ、ベットその他これらに類する物が含まれていないこと。
苫小牧市廃棄物埋立処分場	(1) 不燃性の一般廃棄物であること。 (2) 次に掲げる廃棄物のいずれかであること。 ア 既に破砕されたもの。 イ 破砕することが困難である等の理由により他の廃棄物の処理施設で処理することが適切でないもの。 (3) 最大の辺又は径がおおむね150センチメートル以下であること。 (4) 条例第17条第1項各号に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。
苫小牧市西町下水処理センター	次の各号に適合するし尿、汚泥(条例第15条第3項第3号の汚泥をいう。以下同じ。)又は汚水であること。 (1) し尿と汚泥又は汚水とが分別されていること。 (2) カドミウム等人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質が含まれていないこと。

苫小牧市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

平成 24 年 12 月 20 日 条例第 37 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日条例第 3 号改正)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

苫小牧市し尿処理券規則

昭和 39 年 9 月 21 日 規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 5 年条例第 2 号。以下「条例」という。)第 23 条第 1 項及び別表 1 の規定によりし尿処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収するために発行するし尿処理券(以下「処理券」という。)については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第 2 条 削除

(手数料の徴収方法)

第 3 条 手数料の徴収は、し尿の収集の際に条例別表 1 の規定による手数料の額に相当する処理券をもつて行う。ただし、処理券をあらかじめ購入することが困難な場合その他特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 し尿処理券の様式は第 1 号様式による。

(減免)

第 4 条 市長は、前条の規定にかかわらず、条例第 23 条第 2 項の規定に該当すると認める者に対しては、処理券に「減額」又は「無料」の表示をした減額処理券又は無料処理券を交付することがある。

(領収書の不発行)

第 5 条 処理券を売却したとき、又は処理券により納付した手数料については、領収書を発行しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(無効の処理券)

第 6 条 次の各号の一に該当する処理券は、無効とする。

- (1) 著しく汚染又は損傷しているもの
- (2) 使用前に切取線を切り離したもの
- (3) その他正当な使用と認められないもの

(処理券の売りさばき)

第 7 条 処理券は、市の事務所又は市長の指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

(売りさばき人の指定)

第 8 条 売りさばき人の指定を受けようとする者は、指定申請書(第 3 号様式)を提出し、市長の指定を受けなければならない。

(売りさばき人の表示)

第 9 条 前条の規定により売りさばき人の指定を受けた者は、標札(第 4 号様式)を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(処理券の交付)

第 10 条 処理券は、現金と引換えに交付する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、期限を定めて、後納払により交付することができる。

(売りさばき手数料)

第 11 条 売りさばき人に対しては、売りさばき手数料を交付する。

2 前項の売りさばき手数料の額は、前条の規定により納付した金額の 100 分の 756 に相当する額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(売りさばき人の義務)

第 12 条 売りさばき人は、売りさばきに支障のないように処理券を常備しなければならない。

2 売りさばき人は、汚染又は損傷等のある処理券を売りさばき、又は譲渡してはならない。

(処理券の交換)

第 13 条 市長は、売りさばき人が買い受けた処理券であって、売りさばき人の責に帰すべき理由によらない汚染又は損傷等があると認めたときは、他の処理券と交換することができる。

2 前項の規定により、処理券の交換を受けようとする者は、交換申請書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(処理券の買戻し)

第 14 条 売りさばき人又は市民に売り渡した処理券の買戻しは、行なわない。ただし、業務の廃止その他市長が止むを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(売りさばき人の指定変更等)

第 15 条 売りさばき人において、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、その理由が生じた日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 売りさばき人が死亡したため、相続人が継続して業務を行なうとき。
- (2) 業務を廃止し、又は中止せざるを得なくなったとき。
- (3) 売りさばき所の所在地を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定に違反した者又は継続して業務を行なわせることが不適当な明らかな理由がある者に対しては、いつでもその指定を取り消すことができる。

(売りさばき人の指定等の告示)

第 16 条 市長は、第 8 条の規定により売りさばき人を指定したとき、又は前条の規定により売りさばき人に変更が生じ、若しくは指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(補則)

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 7 日規則第 3 号改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 42 年 4 月 1 日規則第 10 号改正)

この規則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 5 月 1 日規則第 24 号改正)

この規則は、昭和 43 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 4 月 1 日規則第 15 号改正)

- 1 この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 個の規則の施行前に徴収し、又は徴収すべきであつたごみ処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に購入したごみ処理券は、この規則の施行の日から昭和 44 年 5 月 31 日までの間は、次の各号に掲げる金額で市において買い戻すものとする。

(1) 売りさばき人が市から購入し、未だ売りさばいていないごみ処理券 券面記載金額に 100 分の 95 を乗じて得た金額

(2) 売りさばき人以外の者が売りさばき人から購入したごみ処理券 券面記載金額

- 4 前項の規定によりごみ処理券の買戻しを受けようとする者は、その旨を前項の期間中に市長に申し込まなければならない。

附 則(昭和 46 年 7 月 1 日規則第 31 号改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日規則第 3 号改正)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 25 日規則第 3 号改正抄)

- 1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 10 月 14 日規則第 43 号改正)

- 1 この規則は、昭和 50 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和 50 年 10 月 15 日から同月 31 日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額の 100 分の 93 を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(昭和 52 年 3 月 15 日規則第 4 号改正)

- 1 この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 個の規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和 52 年 4 月 1 日から同月 15 日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に 100 分の 93 を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(昭和 57 年 7 月 10 日規則第 35 号改正)

- 1 この規則は、昭和 57 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和 57 年 8 月 2 日から同月 16 日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に 100 分の 93 を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(昭和 59 年 3 月 8 日規則第 7 号改正)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日規則第 5 号改正)

- 1 個の規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和 61 年 4 月 1 日から同月 15 日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に 100 分の 93 を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(平成元年 4 月 21 日規則第 19 号改正)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則第 11 条第 2 項及び附則第 2 項の規定は、平成元年 4 月 1 日以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 5 月 10 日規則第 21 号改正抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 10 日規則第 4 号改正)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の申込みに係るし尿処理手数料の徴収については、この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則第 1 号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の苫小牧市し尿処理券規則第 1 号様式によるし尿処理券によるものとする。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 9 号改正)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則(以下「改正後の規則」という。)第 11 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、施行日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の申込みに係るし尿処理手数料の徴収については、改正後の規則第 1 号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の苫小牧市し尿処理券規則第 1 号様式によるし尿処理券によるものとする。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 13 号改正抄)

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 7 号改正)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則第 11 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例

平成10年7月7日 条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関し、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ばい捨ての禁止及び空き缶等の回収等について定めることにより、清潔で美しい街づくりを推進し、快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器又はたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。

(2) ばい捨て 空き缶等をみだりに投棄することをいう。

(3) 市民等 市民、市内に滞在する者又は市内を通過する者をいう。

(4) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらのもので組織する団体の自主的活動を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)等に適切に収納し、空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、空き缶等の散乱の防止について、関係機関と連携して、その推進を図るとともに、必要があると認めるときは、関係機関に対して適切な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

(ばい捨ての禁止)

第8条 何人も、空き缶等のばい捨てをしてはならない。

(空き缶等の回収等)

第9条 飲料等を販売する者(以下「販売業者」という。)は、空き缶等(飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器に限る。次項において同じ。)の回収容器の設置その他のばい捨てを防止するための適当な措置を講じなければならない。

2 販売業者は、空き缶等を回収したときは、当該空き缶等を自らの責任において適正に処理しなければならない。この場合において、販売業者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第10条 市長は、第8条の規定に違反してばい捨てをした者又は前条第1項の規定に違反して同項の措置を講じず、若しくは同条第2項の規定に違反して回収した空き缶等を適正に処理していない者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講じるよう指導若しくは勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日(平成 10 年 10 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 23 日条例第 13 号改正)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

平成10年9月10日 規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成10年条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第11条第12項の身分証明書は、様式によるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 苫小牧市行政組織規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月31日規則第13号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例

平成 11 年 3 月 24 日 条例第 17 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の再利用及び再生利用並びに減量(以下「廃棄物の再利用等」という。)について、市民の意識の啓発を図るとともに、市民による自主的活動の支援等を行い、資源循環型社会の形成に資するため、苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧(以下「プラザ」という。)を苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25 に設置する。

(定義)

第 2 条 プラザは、廃棄物の再利用等に関する次の事業を行う。

- (1) 市民の体験学習に関すること。
- (2) 講座、研修会等の開催に関すること。
- (3) 市民による自主的活動の場の提供及び支援に関すること。
- (4) 再生品の展示及び提供に関すること。
- (5) 図書、資料等の収集及び閲覧等に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用許可)

第 3 条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他プラザの管理運営上適当でないとき。

(目的外使用等の禁止)

第 4 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外にプラザを使用し、又はプラザを使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第 5 条 使用者は、使用許可において市長が認めたときを除き、プラザにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特別な設備をし、又は既存の設備を変更する行為
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為
- (3) その他プラザの管理運営上の支障となる行為で規則で定めるもの

(使用許可の取消し等)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは使用許可の条件を変更し、又はプラザの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が使用許可に関し不正の行為をしたとき。
- (4) プラザの管理運営上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第 7 条 使用者は、プラザの使用を終えたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 8 条 プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第 9 条 市長は、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第 2 条各号に規定する事業の計画及び実施に関する業務
- (2) プラザの使用許可及びその取消し等に関する業務
- (3) プラザの維持管理に関する業務
- (4) その他プラザの管理運営上必要と認める業務

2 指定管理者に前項第 2 号に掲げる業務を行わせる場合における第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 29 日条例第 19 号改正抄)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例施行規則

平成 11 年 3 月 30 日 規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例(平成 11 年条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧(以下「プラザ」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(一般使用)

第 4 条 プラザの一般使用(次条第 1 項に規定する専用使用以外の使用をいう。以下同じ。)は、当該一般使用をしようとする者が条例第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

2 条例第 5 条各号に掲げる行為をしようとする場合は、その旨及び当該行為(以下「特別の設備の設置等」という。)の内容を使用前に申し出なければならない。

(専用使用)

第 5 条 プラザの専用使用(プラザの一部を専用することをいう。以下同じ。)の許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式)を館長に提出しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前条第 2 項に規定する場合は、同項に規定する事項を前項の申請書に記載しなければならない。
- 3 館長は、プラザの専用使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。
- 4 プラザの専用使用の許可を受けた者は、使用の際に使用許可書を係員に提示しなければならない。

(特別の設備の設置等)

第 6 条 第 4 条第 2 項に規定する事項を、同項の規定により申し出て、又は前条第 1 項の申請書に記載してプラザの一般使用又は専用使用の許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該申出又は記載に係る特別の設備の設置等を行うことができる。

(遵守事項)

第 7 条 プラザにおいては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 無断で看板、ポスター等を掲示しないこと。
- (2) 指定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 備付物品等の取扱い及び整理を適切に行うこと並びに無断で備付物品等を移動しないこと。
- (4) 暴行、粗暴な言動等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) プラザの清潔を保つこと。
- (6) その他係員の指示した事項

(入館の制限)

第 8 条 館長は、次のいずれかに該当する者に対し、プラザへの入館を拒否し、又はプラザからの退館を命じることができる。

- (1) 泥酔者
- (2) 動物(盲導犬を除く。)を連れ、又は他人の迷惑となるような物を携帯している者
- (3) その他プラザの管理運営上適当でないと認めた者

(指定管理者による管理)

第 9 条 条例第 9 条第 1 項の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合における第 5 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条第 1 項中「使用許可申請書(様式)」とあるのは「使用許可申請書」とする。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 19 号改正)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日規則第 13 号改正)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 6 号改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 8 号改正抄)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

苫小牧市自然環境保全条例

昭和49年6月11日 条例第12号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 自然環境保全基本方針(第6条)

第3章 自然環境保全地区等(第7条—第15条)

第4章 緑化の推進(第16条—第19条)

第5章 自然環境保全審議会(第20条)

第6章 補則(第21条—第29条)

第7章 罰則(第30条—第34条)

附則

郷土の自然環境を保全することは、今日の重要な課題である。

われわれは、いまこそ、自然がもたらす貴重な価値に思いをいたし、その恵沢を永遠に享受できるよう、自然の保護と緑の育成を市民共通の責務として最善の努力を尽くさなければならない。

ここに、自然環境の保全を人間環境都市創造の基調として、無秩序な開発を防止するとともに、自然に恵まれた快適な生活環境をつくりあげるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)その他の法令と相まって、苫小牧市における自然環境の保全と回復育成(以下「自然環境の保全」という。)を総合的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市政全般にわたり自然環境の適正な保全について特に配慮するとともに、自然環境の保全のための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、これを実施するために、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 隣接する他の地方公共団体と協力し、自然環境の保全に関する広域的施策の推進を図ること。
- (2) 自然の積極的な造成、保護及び利用に関する施設の整備の推進を図ること。
- (3) 自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚を図ること。
- (4) 自然環境保全に関する市民の意見及び提案を尊重するとともに、自然保護団体の育成その他市民が行なう自主的活動の助長を図ること。
- (5) 自然環境保全に関する科学的な調査及び研究を行ない、これらに関する資料を適切に保存すること。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動にあつて自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(財産権の尊重及びその他公益との調整)

第5条 自然環境の保全にあつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 市は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当つては、自然環境の適正な保全について十分配慮しなければならない。

第2章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第6条 市長は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する基本構想
- (2) 自然環境保全地区、保存樹木及び保存樹林の指定、その他これらに関する基本的な事項
- (3) 緑化の推進に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか自然環境の保全に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、苫小牧市自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 自然環境保全地区等

(自然環境保全地区の指定)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境の保全を図ることが特に必要なものを自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。

(1) 森林、山岳、草生地、丘陵、溪谷、湖沼、湿原、河川、海浜等が所在し、良好な自然景観を形成している土地の区域

(2) 動物の生息地(繁殖地又は渡来地を含む。)、植物の生育地又は地形若しくは地質の所在地(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)

(3) 市街地及びその周辺地域のうち、良好な緑地を形成している土地の区域

2 前項の保全地区の地域には、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の自然環境保全地域、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号の自然公園の区域並びに北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第14条第1項の道自然環境保全地域及び同条例第22条第1項の環境緑地保護地区等の区域は含まれないものとする。

3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、苫小牧市自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない。この場合においては、第10条第1項に規定する保全地区に関する保全計画案についても、あわせて、その意見を聞かなければならない。

4 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該指定に関し広く意見を聞く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

7 市長は、保全地区を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

8 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

9 第3項前段、第7項及び前項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第3項後段及び第4項から第6項までの規定は保全地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

10 保全地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該保全地区の指定の解除又は区域の変更について市長に申し出ることができる。

11 市民は、保全地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、保全地区の指定について市長に申し出ることができる。

(保存樹木及び保存樹林の指定)

第8条 市長は、樹木又は樹林のうち、良好な都市環境を維持するために必要なものを保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹」という。)として指定することができる。

2 市長は、保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該樹木又は樹林の所有者又は利害関係人の同意を得ておかなければならない。

3 前条第3項前段、第7項、第8項、第10項及び第11項の規定は、保存樹の指定及び指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第9条 市長は、保全地区又は保存樹(以下「保全地区等」という。)を指定したときは、当該地区内又は所在地内にその旨を表示した標識を設置するものとする。

2 保全地区等の土地又は樹木の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(保全地区に関する保全計画)

第10条 保全地区に関する保全計画は、市長が決定する。

2 保全地区に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地区における自然環境の保全に関する基本的な事項
- (2) 当該地区における自然環境の保全のための規制に関する事項
- (3) 当該地区における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 市長は、保全地区に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 第7条第3項前段及び前項の規定は保全地区に関する保全計画の廃止及び変更について、第7条第4項から第6項までの規定は保全地区に関する保全計画の決定及び変更(第2項第2号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(保全事業の執行)

第11条 保全地区等に関する保全事業は、市が執行する。

2 市長は、保全事業を効果的に執行するため必要があるときは、保全地区等の土地若しくは樹木の所有者若しくは占有者に対し協力を求め、又は保全事業の執行の一部を委任することができる。

(保全地区における行為の制限)

第12条 保全地区において、次の各号に掲げる行為は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
- (4) 木竹等を伐採し、移植し、又は採取すること。
- (5) 鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (7) 河川、湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
- (8) 湖沼又は湿原の周辺1キロメートル以内において、これらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。
- (9) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 第1項の許可には、当該保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。

4 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該保全地区内において第1項に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

5 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について市長に届け出たときは、第1項の許可を受けたものとみなす。

6 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 保全事業の執行として行なう行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

(保存樹に係る行為の制限)

第13条 保存樹の現状を変更する行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、保存樹が指定された際、既に着手している行為については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該保存樹の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(中止命令)

第14条 市長は、保全地区等における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第12条第1項の規定に違反し、若しくは同条第3項の規定により許可に附された条件に違反した者又は前条第1項の規定による届出をしない者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第15条 国その他の公共団体又は規則で定める公団等(以下「国の機関等」という。)が行なう行為については、第12条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 国の機関等は、第 13 条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、当該規定による届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知があつた場合において、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、自然環境の保全のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

第 4 章 緑化の推進

(緑化の推進)

第 16 条 市長は、良好な生活環境の確保を図るため、自然的社会的諸条件に応じた緑化の推進に関する計画を作成しなければならない。

2 緑化の推進に関する計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑化計画の目標

(2) 緑地の配置、造成及び利用に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、緑化の推進のために必要な事項

3 市長は、緑化の推進に関する計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、緑化の推進のために必要があると認めるときは、国の機関等又は土地の所有者その他の関係者に対して、緑化の推進のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(公共施設等の緑化)

第 17 条 市は、良好な生活環境の確保を図るため、自ら設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、病院、庁舎等の公共施設について、植樹等により緑化を積極的に行なうものとする。

2 市長は、緑化の推進を図るため、苗木の確保と供給について必要な措置を講じなければならない。

(緑地保全のための開発行為の規制)

第 18 条 宅地の造成その他土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)のうち、良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのあるもので、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の規定による許可(都市計画区域に係るものに限る。)を受けなければならない開発行為

(2) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制に係る許可を受けなければならない宅地造成に関する工事

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為で規則で定めるもの

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 第 1 項の許可には、当該地域における緑地の保全に必要な限度において、条件を附することができる。

4 国の機関等が行なう開発行為については、第 1 項の規定は適用しない。

(中止命令)

第 19 条 市長は、当該開発行為地域における緑地の保全のために必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 3 項の規定により許可に附された条件に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第 5 章 自然環境保全審議会

(自然環境保全審議会)

第 20 条 市長の附属機関として、苫小牧市自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限とされた事項及び市長が諮問する自然環境の保全に関する重要な事項を調査、審議する。

3 審議会は、自然環境の保全に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。

4 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、審議会は専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、当該専門事項に関する調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 審議会の委員及び専門委員は、自然保護に関し学識経験のある者から市長が任命し、又は委嘱する。

10 第 4 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(自然保護監視員)

第21条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行なわせるため、自然保護監視員を置くものとする。

2 自然保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項若しくは第18条第1項の許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地区若しくは開発行為を行なっている土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第12条第1項各号若しくは第18条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反行為の公表)

第23条 市長は、この条例の規定に違反して著しく自然環境を破壊している者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表するものとする。

(原因者負担)

第24条 第12条第1項各号に掲げる行為により自然環境が破壊され、保全事業の執行が必要となった場合は、その原因となつた行為について費用を負担する者が自らの責任と負担において、自然環境の保全のための保全事業を行なわなければならない。

2 前項の規定は、第18条第1項各号に掲げる開発行為により自然環境等を破壊した場合の原因者負担について準用する。

(実地調査)

第25条 市長は、保全地区等の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による実地調査をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第26条 市は、第12条第1項の許可を得ることができないため、同条第3項の規定により許可に条件が附されたため、又は前条第1項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(援助等)

第27条 市長は、この条例により指定された保全地区等の土地又は樹木の所有者に対し、自然環境の保全のために特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより援助等の措置を講ずることができる。

(農林漁業者への配慮)

第28条 市長は、自然環境の保全のための施策を実施するにあつては、当該地域で農林漁業等を経営する者の生業安定等に必要な施策を行なうことにより、当該地域の保全に努めなければならない。

(規則への委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第14条又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項又は第18条第1項の規定に違反した者

(2) 第12条第3項又は第18条第3項の規定により許可に附された条件に違反した者

第32条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定による届出をせず、又は偽りの届出をした者

(2) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による立ち入り検査若しくは立ち入り調査を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第25条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第33条 第9条第2項又は同条第3項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則(抄)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日(昭和49年12月10日)から施行する。ただし、第2章及び第5章並びに附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第8号改正)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日条例第22号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月17日条例第1号改正)

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

苫小牧市自然環境保全条例施行規則

昭和49年12月10日 規則第43号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 自然環境保全地区等(第2条～第12条)
- 第3章 緑化の推進(第13条～第18条)
- 第4章 雑則(第19条～第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市自然環境保全条例(昭和49年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 自然環境保全地区等

(保全地区の指定基準)

第2条 条例第7条第1項の規定による自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める面積の土地の区域について行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項第1号の土地の区域 おおむね5ヘクタール以上
- (2) 条例第7条第1項第2号の土地の区域 おおむね1ヘクタール以上
- (3) 条例第7条第1項第3号の土地の区域 おおむね0.5ヘクタール以上

(指定等の案の告示)

第3条 条例第7条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全地区の名称
- (2) 保全地区(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域
- (3) 保全地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第10条第4項において準用する条例第7条第4項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全計画の決定又は変更の案の概要
- (2) 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第4条 市長は、条例第7条第6項(同条第9項及び条例第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会の日の3週間前までにを行うものとする。

3 公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び発言を許された者は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。

8 公述人及び発言を許された者が、前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

(保存樹の指定基準)

第5条 条例第8条第1項の規定による保存樹の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するものにつ

いて行うものとする。

(1) 保存樹木

ア 樹木の状態が健全で、かつ、美観上すぐれていること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 幹の周囲が地上 15 メートルの高さで 90 センチメートル(目通り直径 30 センチメートル)以上であること。

(イ) 樹木の高さが 6 メートル以上であること。

(ウ) はん登性樹木で、枝葉の面積が 10 平方メートル以上であること。

(2) 保存樹林

ア 樹林を形成している樹木が健全で、かつ、美観上すぐれていること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 樹林の規模がおおむね 500 平方メートル以上であること。

(イ) いけがき又は並木で、その長さが 30 メートル以上であること。

(標識及び指定証)

第6条 条例第9条第1項に規定する標識は、様式第1号による。

2 条例第7条第1項及び条例第8条第1項の規定により保全地区又は保存樹を指定したときは、保全地区(保存樹)指定証(様式第2号)を保全地区等に係る土地(保存樹に係る場合にあっては、樹木又は樹林)の所有者に対し交付するものとする。

(保全地区における行為の許可申請)

第7条 条例第12条第1項の規定による許可の申請は、保全地区内行為許可申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の内容により必要がないと認められる図面については、この限りでない。

(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 25000 分の 1 以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺 1000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺 1000 分の 1 以上の図面

(保全地区における行為の許可基準)

第8条 条例第12条第1項の規定による許可は、別表第1に定める基準に適合していると認めるときに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと認めるときは、許可するものとする。

(1) 災害防止のため必要やむを得ない行為

(2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

(保全地区内における既着手行為の届出)

第9条 条例第12条第5項の規定による届出は、保全地区内既着手行為届出書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第7条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(保全地区内における許可を要しない行為)

第10条 条例第12条第6項第2号の規則で定める行為は、別表第2に定めるものとする。

(保存樹に係る行為の届出)

第11条 条例第13条第1項の規定による届出は、保存樹行為届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5000 分の 1 以上の図面を添えなければならない。

(公団等)

第12条 条例第15条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。

(1) 都市基盤整備公団

(2) 日本道路公団

(3) 緑資源公団

(4) 日本鉄道建設公団

(5) 地域振興整備公団

(6) 水資源開発公団

- (7) 労働福祉事業団
- (8) 雇用・能力開発機構
- (9) 簡易保険福祉事業団
- (10) 環境事業団
- (11) 中小企業総合事業団
- (12) 年金福祉事業団
- (13) 北海道住宅供給公社
- (14) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条の規定に基づき設立された土地開発公社

第3章 緑化の推進

(開発行為の許可申請)

第13条 条例第18条第1項の規定による許可の申請は、開発行為許可申請書(様式第6号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の内容により必要がないと認められる図面については、この限りでない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺2500分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺500分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺1000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1000分の1以上の図面
 - (5) 行為終了後における行為地及びその付近の施設の使用、管理及び配置を明らかにした縮尺1000分の1以上の図面
- (許可を要する開発行為)

第14条 条例第18条第1項第3号の規則で定める開発行為は、次の各号に掲げる行為で、その行為(第3号に規定する土石類の採取及び第5号に掲げる行為を除く。)に係る土地の面積が500平方メートル以上のものとする。

- (1) ゴルフ場、ゴルフ練習場、スキー場、スケート場、フィールド、アーチェリー場、車両競走場、乗馬場、射撃場、キャンプ場、テニスコート、野球場その他の運動競技場又は野外レクリエーション施設の建設
- (2) 宅地(工場用地を含む。)の造成又は土地の開墾のための行為
- (3) 鉱物の採掘又は土石類の採取若しくはたい積
- (4) 前各号に定める行為のほか、木竹の伐採を伴う行為
- (5) 条例第18条第1項により許可を受けた行為を変更する行為

2 次の各号に掲げる行為は、前項の開発行為から除くものとする。

- (1) 法令又は法令に基づく行政庁の処分により義務として行わなければならない行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為並びに災害防止又は災害復旧のために必要な行為
- (3) 緑地の保護又は回復のために行う行為
- (4) 別表第2に定める行為(前3号に掲げる行為を除く。)
- (5) 条例の施行日前に着手している行為

(開発行為の許可基準)

第15条 条例第18条第2項の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為の規模、構造及び施行方法が、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の緑地の保護及び回復に対する影響が少ないこと。
- (2) 建築物、工作物その他の施設を建設する場合にあつては、建設後の施設の使用及び管理が当該土地及びその周辺の土地の緑地の保護及び回復を配慮し、必要な措置がとられていること。
- (3) 開発行為の施行のために建設された施設の撤去後の緑地の回復について必要な措置がとられていること。
- (4) 条例第16条の緑化の推進に関する計画に定める事項に適合すること。

2 前項各号に掲げる基準を適用するについての技術的細目は、市長が別に定める。

(許可標識の掲示)

第16条 条例第18条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る開発行為に関する工事に着手したときは、当該工事の現場の見やすい場所に第18条の規定による検査済証の交付を受ける日まで許可標識(様式第7号)を掲示しておかなければならない。

(開発行為の着手等の届出)

第17条 条例第18条第1項の規定による許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合は、開発行為届出書(様式第8号)を提出して行うものとする。

- (1) 開発行為の着手又は完了をしたとき。
- (2) 開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (3) 開発行為を1月以上中止し、又は当該中止に係る開発行為を再開しようとするとき。
- (4) 開発行為を廃止しようとするとき。
- (5) 開発行為に係る工事施行者を変更しようとするとき。

2 条例第18条第1項の規定による届出は、第1号に係るものにあつては当該着手又は完了の日から1週間以内に、第2号から第5号までに係るものにあつては当該変更等しようとする日の1週間前までに行わなければならない。

(完了検査、検査済証の交付)

第18条 市長は、開発行為の完了の届出があつた場合は、遅滞なく当該開発行為が条例第18条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

2 前項の検査の結果条例第18条第1項の許可の内容に適合していると認めたときは、開発行為検査済証(様式第9号)を当該開発行為の許可を受けた者に交付するものとする。

第4章 雑則

(自然保護監視員)

第19条 条例第21条第1項に規定する自然保護監視員(以下「監視員」という。)は、自然保護に関し知識及び経験のある者から市長が任命する。

- 2 監視員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があつたと認められる場合は、解任することができる。
- 5 監視員は、身分証明書(様式第10号)を携帯し、関係人に掲示しなければならない。

(身分証明書)

第20条 条例第22条第2項又は条例第25条第3項の規定により当該職員の携帯する身分証明書は、様式第11号による。

(援助等)

第21条 条例第27条の規則で定める援助等の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所有者に対する当該土地に係る苫小牧市税条例(昭和25年条例第24号)の規定による固定資産税及び都市計画税相当額以内の助成金の交付
- (2) 当該土地を賃借している者に対する賃借料相当額以内の助成金の交付
- (3) 補植、薬剤散布、施肥及び支柱、さく等の設置

附 則

この規則は、昭和49年12月10日から施行する。

附 則(昭和53年9月1日規則第32号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年10月26日規則第39号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年5月1日規則第14号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第13号改正抄)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月6日規則第36号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第45号改正)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 13 号改正)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 9 号改正抄)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 30 日規則第 25 号改正)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 31 日規則第 16 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日規則第 6 号改正)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 8 条関係)

種 別		基 準
建築物その他の新築、改築又は増築(以下「新築等」という。)	1 建築物	1 新築の場合 (1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること(当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該保全地区内に存した建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該保全地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合を除く。) ア 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前において現に建築物の敷地であつた土地 イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際 ウ 現に存する建築物の敷地である土地 エ ア又はイの土地に隣接する土地 (2) 当該建築物の高さが、10 メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の建築物の高さが 10 メートルを超えるときは、従前の建築物の高さ)を超えないこと。 ア 現に存する建築物の建替えのために行われる場合 イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前に除却した建築物の建替えのために行われる場合 ウ 災害により滅失した建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合 (3) 当該建築物の敷地内における建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいい、同令第 1 条第 2 号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200 平方メートル(当該新築が(2)のウの場合であつて、従前の建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるときは、従前の建築物の床面積の合計)を超えないこと(当該新築が(1)のア又はイの土地において行われる場合を除く。) (4) 当該新築の方法並びに当該建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
		2 改築の場合 (1) 当該改築後の建築物の高さが、10 メートル(改築前の建築物の高さが 10 メートルを超えるときは、改築前の建築物の高さ)を超えないこと。

		(2) 当該改築の方法並びに改築後の建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 3 増築の場合 (1) 当該増築後の建築物の高さが、10メートル(増築前建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の建築物の高さ)を超えないこと。 (2) 当該増築後の建築物の敷地内における建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。 ア 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地 イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地 (3) 当該増築の方法並びに増築後の建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	2 仮設の工作物	1 当該新築等後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 2 当該新築等の方法並びに当該新築等後の工作物の規模、形態及び用途が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	3 地下に設ける工作物及び自然環境保全法施行規則(昭和48年総理府令第62号)第17条第1号ハの(イ)から(コ)までに掲げる工作物並びに条例第12条の許可を受けた行為を行うための工作物	当該新築等の方法並びに当該新築等後の工作物の規模、形態及び用途が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	4 その他の工作物	1 当該新築等後の工作物の高さが、10メートル(増築及び改築の場合で、増築又は改築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築又は改築前の工作物の高さ)を超えないこと。 2 当該新築等(改築を除く。)後の工作物の水平投影面積が、200平方メートル(増築の場合で、増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。 3 当該新築等の方法並びに新築等後の工作物の形態及び用途が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。		当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (1) 土地を開墾すること。 (2) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。 (3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。 (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。 (5) 工作物の新築等、鉱物の採掘又は土石類の採取に関連して土地の形質を変更すること。

動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。		次のいずれかに該当すること。 (1) 試験研究、教育又は学術研究として行うためであること。 (2) 条例第12条第1項の許可を受けた行為を行うためであること。
木竹等を伐採すること。		当該行為の方法及び規模が、それらの行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。		当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石類を採取すること。 (2) 水又は温泉をゆう出させるために土石類を採取すること。 (3) 調査研究及び教育又は試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。 (4) 建築物等の新築等のための地質調査のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。 (5) 露天掘りでない方法により鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。
水面を埋め立て、又は干拓すること。 河川湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。		当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
湖沼又は湿原の周辺1キロメートル以内においてこれらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。		当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
広告物その他これに類するものを提出し、又は設置すること。		当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

別表第2(第10条関係)

種 別	許可を要しない行為
1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。	1 森林の保護のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。 2 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条に規定する地すべり防止区域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。 3 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。 4 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはウに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)、保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第12条第1項の規定による許可を受けて設置されたものを改築し、又は増築すること。 5 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。 6 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。 7 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。 8 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること。(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。) 9 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。) 10 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。 11 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。 12 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。 13 航海標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。 14 船舶又は積み荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。 15 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。 16 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。 17 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。) 18 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。 19 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。 20 社寺境内地又は墓地において鳥居、燈ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。 21 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。 22 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること((1)から(3)まで、又は(8)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(1)から(3)まで、又は(8)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

	(1) 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎 (2) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの (3) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場 (4) 旗ざおその他これに類するもの (5) 門、へい、給水設備又は消火設備 (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備 (7) 地下に設ける工作物(建築物を除く。) (8) 高さが、5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。) 23 条例第12条第1項の規定による許可を受けた行為又は本表に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。 24 法令の規定により又は保安の目的で標識を設置すること。
2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。	1 建築物の敷地内において、土地の形質を変更すること。
3 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。	1 市長が保全地区ごとにあらかじめ指定した動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
4 木竹等を伐採し、移植し、又は採取すること。	1 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹等を伐採すること。 2 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)すること。 3 森林の保育のために下刈りし、つる刈りし、又は間伐すること。 4 枯損した木竹等又は危険な木竹等を伐採すること。 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹等を伐採すること。
5 鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。	1 建築物の敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。 2 鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の採掘のための試すいを行うこと。 3 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること(あらかじめ、市長に通知したものに限る。)。 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること(あらかじめ、市長に通知したものに限る。)。
6 水面を埋め立て、又は干拓すること	1 建築物の敷地内の池沼等を埋め立てること。
7 河川、湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。	1 建築物の敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 2 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 3 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
8 市長が指定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートル以内において、これらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。	1 砂防法第1条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。 2 森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。 3 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。 4 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。 5 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。 6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。 7 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。 8 船舶から冷却水を排出すること。 9 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から

9 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。	汚水若しくは廃水を排出すること。 10 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。) 11 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。 1 自己の住所、事務所又は営業所において、自己の事業若しくは営業の内容を永続的に表示し、又は掲出する屋外広告物で、その面積が33平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートル以下のもの
10 その他の行為	1 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為 2 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 3 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次の各号に掲げるものを除く。) (1) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。) (2) 用排水施設(幅員2メートル以下の水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新設し、改設し、又は増設すること(改設又は増設後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改設又は増設を含む。) (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新設すること。 (4) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。 (5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。 (6) 森林である土地の区域内において、木竹等を伐採すること。 4 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為 5 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為 6 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。) 7 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣の同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつては、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。) 8 法令又は、これに基づく処分による義務の履行として行う行為

※以下について、掲載割愛

様式第1号(第6条関係)、様式第2号(第6条関係)、様式第3号(第7条関係)
 様式第4号(第9条関係)、様式第5号(第11条関係)、様式第6号(第13条関係)
 様式第7号(第16条関係)、様式第8号(第17条関係)、様式第9号(第18条関係)
 様式第10号(第19条関係)、様式第11号(第20条関係)

苫小牧市公害防止条例

昭和47年3月1日 条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 ばい煙等の発生、排出及び飛散に関する規制等(第12条—第17条)

第3章 土壌の汚染及び地盤沈下の防止(第18条・第19条)

第4章 拡声機の使用等に関する規制等(第20条—第26条)

第5章 航空機の騒音による障害の防止等(第27条—第29条)

第6章 雑則(第30条)

第7章 罰則(第31条—第33条)

附則

苫小牧市は、わが国最初の人造掘込港の築設に成功し、さらに苫小牧東部地域には、新全国総合開発計画に基づく大規模構想の開発計画が進められている。

このときにあたり、市は、市民の健康と生活環境を保全するため、抜本的な公害の未然防止を主点とする最善の努力をしなければならない。また、事業者及び市民もそれぞれの立場からその責任において公害の防止に対処しなければならない。

ここに、市は人間尊重の理念に基づき公害の防止に関する基本的な指標を定め、公害のない太陽と緑に恵まれた理想都市実現のため、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人為に基づく生活環境の侵害であつて、大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染及び地盤沈下によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含むものとする。

(市長の責務)

第2条 市長は、公害の防止に必要な知識の普及、調査、研究に努めるとともに、公害の防止に関する施策に係る推進計画を作成し、その達成に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画の目標
- (2) 土地利用に関すること。
- (3) 公害の防止に関する施設の整備に関すること。
- (4) 公害の監視、測定等の体制の整備に関すること。
- (5) 公害の防止のために必要な規制の措置に関すること。
- (6) その他公害の防止のために必要な措置に関すること。

3 市長は、広域的な公害の防止を図るため必要に応じ、隣接する他の地方公共団体とともに、その施策を講ずるよう努めなければならない。

第3条 市長は、公害の状況及び公害の防止に関して講じた措置を市民に公表しなければならない。

第4条 市長は、中小企業者が行なう公害の防止のための施設の設置又は改善について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

第5条 市長は、公害に係る苦情があつたときは、すみやかに実情を調査し、その苦情を適切に処理するように努めなければならない。

2 市長は、公害に係る紛争を生じ、当事者から申し出があつた場合は、和解のあつせんをするものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その管理する施設について、その責任において必要な公害防止の措置を講じなければならない。

2 事業者は、国、北海道又は市が定める規制基準に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠つてはならない。

第7条 事業者は、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる施設を適正に管理するとともに、その状況を常に監視しなければならない。

い。

第8条 事業者は、工場又は事業場の敷地について、緑化を図る等公害の防止上適正な管理を行なうことにより、地域の生活環境の保全に努めなければならない。

第9条 事業者は、工場又は事業場において事故により公害に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに市長に通報するとともに、応急の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する措置を講じたときは、その状況をすみやかに市長に報告しなければならない。

第10条 事業者は、市長が市民の生活環境を保全するために必要があると認めて、公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、公害を発生させないように努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 ばい煙等の発生、排出及び飛散に関する規制等

(施設の届出)

第12条 事業者は、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、又は飛散させる施設であつて規則で定めるもの(以下「届出施設」という。)を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第13条 届出施設を設置している者は、規則で定める規制基準をこえるばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させてはならない。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、苫小牧市環境審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(報告及び検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に必要な事項の報告を求め、又は職員に工場、事業場その他の場所に立ち入り、設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、届出施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が第13条の規制基準に適合しないと認めるとき又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて、その防止の方法、届出施設の構造及び使用の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同条の事態を除去するために必要な限度において、その防止の方法、届出施設の構造及び使用の方法等を改善すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく改善を行なつたときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(停止命令)

第17条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、その者に対し、届出施設の使用の全部又は一部の一時停止を命ずることができる。

第3章 土壌の汚染及び地盤沈下の防止

(土壌の汚染の防止)

第18条 ばい煙、粉じん又は汚水等であつてカドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含むものを工場又は事業場から排出し、又は飛散させる者は、当該工場又は事業場から排出し、又は飛散するばい煙、粉じん又は汚水等に起因する土壌の汚染を生じさせないようにしなければならない。

(地盤の沈下の防止等)

第19条 工場又は事業場において動力を用いる設備を設けて地下水を採取する者は、地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するように努めなければならない。

2 工場又は事業場において、振動発生施設を設置する者は、その周辺の生活環境を著しくそこなうことのないように努めなければならない。

第4章 拡声機の使用等に関する規制等

(拡声機の使用の制限)

第20条 何人も、病院(診療所を含む。)又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより市民の生活環境を保全する必要がある地域であつて規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間及び場所並びに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(深夜の静穏保持)

第21条 何人も、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)においては、騒音を発生し、その周辺の生活環境をそこなうことのないようにしなければならない。

(自動車等の使用及び管理)

第22条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)を使用する者又は所有する者は、必要な整備と適正な運転を行ない大気汚染及び騒音の防止に努めなければならない。

2 自動車を使用し、又は所有する者は、消音装置を加工して駐車場、車庫、路上及び空地等において連続して騒音を発生させ、市民の生活環境をそこなうようなことをしてはならない。

(ばい煙又は悪臭が発生する物の焼却の制限)

第23条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりにばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭を著しく発生するおそれのある物を多量に焼却してはならない。

(塗装作業の規制)

第24条 屋外において、動力を使用する吹付け塗装作業を行なおうとする者は、風向等の気象状況を考慮し、市民に被害が生じないように努めなければならない。

(農薬の使用制限)

第25条 農作物、林産物及び森林を害する動植物の防除に用いる薬剤を使用する者は、その使用基準及び処理の方法を遵守し、被害を生じさせないようにしなければならない。

(措置の勧告)

第26条 市長は、前6条の規定に違反する行為により市民の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、その違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第5章 航空機の騒音による障害の防止等

(航空機の騒音の軽減)

第27条 空港設置者及び航空運送事業者(以下「空港設置者等」という。)は、航空機の騒音を軽減するため、機種を選定、機体の整備及び運航方式等について適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(協議及び要請)

第28条 市長は、航空機の騒音により市民の生活環境が損なわれるおそれがあると認める場合は、航空機の騒音の軽減について、空港設置者等に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(調査及び公表)

第29条 市長は、航空機の騒音の状況について調査し、その結果を公表しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第31条 第17条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月をこえない範囲内において規則で定める日(昭和47年11月30日)から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第8号改正)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第8号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月28日条例第16号改正抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

苫小牧市公害防止条例施行規則

昭和 47 年 11 月 30 日 規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、苫小牧市公害防止条例(昭和 47 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出施設)

第 2 条 条例第 12 条に規定する届出施設は、別表第 1 の(1)の表に掲げる施設(以下「ばい煙発生施設」という。)及び別表第 2 の(3)の表に掲げる区域(以下「指定区域」という。)内の工場又は事業場に設置される別表第 1 の(2)の表に掲げる施設(以下「騒音発生施設」という。)とする。

(規制基準)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項に規定する規制基準は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(規制基準の経過措置)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。次項及び第 6 条において同じ。)の当該施設において発生し、排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から 6 月間は、適用しない。

2 条例第 13 条第 1 項の規定は、一の施設が騒音発生施設となつた際現に工場又は事業場(その施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から発生する騒音については、当該施設が騒音発生施設となつた日から 1 年間は、適用しない。

(届出施設の届出)

第 5 条 条例 第 12 条の規定による届出は、届出施設設置(使用・変更)届出書(第 1 号様式)により、設置しようとする日の 30 日前までに、行わなければならない。

(届出施設の届出の経過措置)

第 6 条 一の施設が届出施設となつた際現に工場又は事業場にその施設を設置している者は、当該施設が届出施設となつた日から 30 日以内に、その旨を届出施設設置(使用・変更)届出書により、市長に届け出なければならない。

(届出施設の変更の届出)

第 6 条の 2 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者は、その届出施設を変更しようとするときは、その日から 30 日前までに、その旨を届出施設設置(使用・変更)届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、騒音発生施設の種類の数を減少する場合又は変更しようとする日前に最後に届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合は、この限りでない。

(受理書)

第 7 条 市長は、届出施設設置(使用・変更)届出書を受理したときは、受理書(第 2 号様式)を当該届出をした者に交付する。

(廃止届)

第 8 条 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者は、その届出施設(騒音発生施設にあつては、その施設を設置している工場又は事業場に設置する全ての騒音発生施設)を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を届出施設使用廃止届出書(第 3 号様式)により、市長に届け出なければならない。

(承継届)

第 9 条 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者から届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その承継があつた日から 30 日以内に、その旨を届出施設承継届出書(第 4 号様式)により、市長に届け出なければならない。

(氏名等変更届)

第 10 条 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者は、氏名又は名称及び住所(法人にあつては、その代表者の氏名、工場等の名称及び所在地)を変更したときは、その日から 30 日以内に、その旨を氏名等変更届出書(第 5 号様式)により、市長に届け出なければならない。

(届出の方法)

第 11 条 第 5 条から前条まで(第 7 条を除く。)の規定に基づき届出書を提出する場合は、正本に写し 1 通を添えなければならない。

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用禁止区域)

第 12 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める区域は、次の各号に掲げる施設の敷地の周囲 30 メートルの区域とする。

(1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収

容施設を有するもの

- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2 条例第20条第1項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。)であつて、周辺の生活環境をそこなうおそれがないと認められるときとする。

(拡声機の使用の制限等)

第13条 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 午後7時から翌日の午前9時(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前10時)までの間は、拡声機を使用しないこと。
- (2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は、10分以内とし、1回使用するごとに10分以上休止すること。
- (3) 別表第2の(3)の表に定める第1種区域及び第2種区域において、2以上の拡声機(携帯して使用する拡声機を除く。)を使用する場合は、拡声機の間隔は50メートル以上とすること。
- (4) 拡声機から発生する音量は、拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点)において、当該地点の所在する区域の区分に応じ別表第2の(3)の表の昼間の欄に定める音量に5デシベルを加えた音量の範囲内とすること。

(適用除外規定)

第14条 前条の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
- (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
- (3) 官公署、学校、工場等において、時報等のために使用するとき。
- (4) 祭礼、盆おどり、運動会その他の社会生活において適当と認められる一時的行事のために使用するとき。
- (5) その他市長が特に認めたとき。

(立入検査証)

第15条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は、第6号様式によるものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年11月30日から施行する。

附 則(昭和48年3月26日規則第5号改正)

この規則は、昭和48年3月26日から施行する。

附 則(昭和48年12月28日規則第52号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月1日規則第4号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月6日規則第32号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月12日規則第6号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第13号改正抄)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月29日規則第22号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日規則第 4 号改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 28 日規則第 1 号改正)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 7 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 31 日規則第 16 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和 4 年 9 月 28 日規則第 22 号改正)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(1)ばい煙発生施設

番号	施 設 名	規 模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びガス又は灯油を燃料として専焼させるものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 25 リットル以上 50 リットル未満のもの

(2)騒音発生施設

番号	施 設 名	規 模
1	ジーゼルエンジン ガソリンエンジン	定格出力が 75 キロワット以上で、緊急用を除く。
2	ジーゼル発電機	原動機の定格出力が 75 キロワット以上で、緊急用を除き、固定式のもの
3	冷凍機(冷房に用いるものを除く。)	原動機の定格出力が 75 キロワット以上のもの
4	丸のご盤 帯のご盤	原動機の定格出力が、製材用のものにあつては 75 キロワット以上、15 キロワット未満のもの、木工用のものにあつては 0.75 キロワット以上、225 キロワット未満のもの
5	かなな盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上、225 キロワット未満のもの
6	グラインダー	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のもの
7	せん断機	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上、375 キロワット未満のもの
8	機械プレス	呼び加圧能力が 30 トン未満のもの
9	送風機	原動機の定格出力が 225 キロワット以上、75 キロワット未満のもの
10	コンプレッサー	原動機の定格出力が 225 キロワット以上、75 キロワット未満のもの

別表第 2(第 3 条、第 13 条関係)

(1)硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = 642 \times 10 - 3 \times \text{He} \quad 2$$

備 考

1 この式において、 q 及び He は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He 次の式により補正した排出口の高さ(単位 メートル)

$$\text{He} = \text{Ho} + 0.65(\text{Hm} + \text{Ht})$$

$$\text{Hm} = (0.795 / (Q \cdot V)) / (1 + (258 / V))$$

$$H_t = 20.1 \times 10 - 3 \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (230 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \cdot V)}) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

2 これらの式において、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。

H_o 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度 15 度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(2) ばいじんの排出基準

施設名		排出基準
ボイラー	重油その他の液体燃料又はガスを専燃させるもの	0.3g/Nm ³
	石炭を燃焼させるもの	0.8g/Nm ³
	その他のもの	0.4g/Nm ³

(3) 騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

1 朝とは、午前6時から午前8時までとし、昼間とは、午前8時から午後7時までとし、夕とは、午後7時から午後10時までとし、夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までとする。

2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

4 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

5 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

6 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、市長が指定する区域をいう。

※以下について、掲載割愛

第1号様式(第5条—第6条の2関係)、第2号様式(第7条関係)、第3号様式(第8条関係)

第4号様式(第9条関係)、第5号様式(第10条関係)、第6号様式(第15条関係)

苫小牧市民憲章

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、
太平洋の潮かおる勇払原野に、たくましく
いらけた苫小牧の市民です。

わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性に
みらたこのまちを愛し、健やかな市民として
あゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまちを つつみましょう
学びあいつくるよろこびを そだてましょう
花と木のかおりでまちを みたしましょう
さわやかな笑顔できまりを まもりましょう
生き生きとくらす力を のばしましょう

(昭和 60 年 9 月 27 日制定)